



一 指定水域の水質の保全に関する方針	二 水道事業者が指定水域の水質の汚濁の状況に応じて講じ、及び講じようとする措置
三 指定水域の水質の保全に関する目標	四 下水道、屎尿処理施設及び浄化槽の整備、しゆんせつその他の指定水域の水質の保全に資する事業に関する事項
五 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制その他の措置に関する事項	六 前項第二号に規定する措置は、前条第二項の規定による要請をし、又は同条第五項の意見を述べた水道事業者が講すべき措置であつて、その他の要請をし、又は意見を述べた際その要請又は意見に係る水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じて講じ、及び講じようとしているものとする。
七 都道府県知事は、水質保全計画を定めるに当たつては、水道事業者の第二項第二号に規定する措置を踏まえて指定水域の特性及び汚濁原因に応じた均衡ある対策が適切に講じられるよう配慮しなければならない。	八 指定水域において水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第五条第一項の規定により都道府県計画が定められ、又は同法第七条第一項の規定により河川管理者事業計画が定められるときは、水質保全計画は、その都道府県計画又は河川管理者事業計画と一体のものとして作成することができる。
九 都道府県知事は、水質保全計画を定めるに当たつては、関係都府県知事は、その協議によつては、水道水源水域の水質の保全に関する事項を定め、他の合議制の機関によつては、水質保全計画を定めるものとする。	十 都道府県知事は、水質保全計画を定めるに当たつては、関係都府県知事は、その協議によつては、水道水源水域の水質の保全に関する事項を定め、他の合議制の機関によつては、水質保全計画を定めるものとする。

十一 都道府県知事は、水質保全計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。	十二 第七項の規定により環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴く場合について準用する。この場合において、水質汚濁防止法第二十一条第二項中「前項の事務を行う」とあるのは、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第五条第七項の規定による第九項中「前項」とあるのは、「第十二項において準用する前項」と、前項中「規定は、第七項」とあるのは、「規定は、次項において準用する第七項」と、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第五条第七項」とあるのは、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第五条第十二項において準用する同条第七項」と読み替えるものとする。(水質保全計画の達成の推進)
十三 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、指定地域内に構造等基準に係る施設について、環境省令で定めるところにより、指定水域の水質の汚濁を防止するための構造及び使用の方法に関する基準(以下「構造等基準」という。)を定めなければならない。	十四 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、指定地域内に構造等基準に係る施設について、環境省令で定めるところにより、指定水域の水質の汚濁を防止するための構造及び使用の方法に関する基準(以下「構造等基準」という。)を定めなければならない。
十五 都道府県知事は、特定排水基準及び構造等基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。(基準の遵守義務等)	十六 都道府県知事は、特定排水基準及び構造等基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。(基準の遵守義務等)
十七 都道府県知事は、水道水源特定事業場から排出水を排出する者は、その水道水源特定事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下同じ。)における排水について特定排水基準を遵守しなければならない。	十八 都道府県知事は、水道水源特定事業場から排出水を排出する者は、その水道水源特定事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下同じ。)における排水について特定排水基準を遵守しなければならない。

十九 都道府県知事は、水質保全計画を定めるに当たつては、関係市町村長から意見を聞き、指定水域の水を水道原水として利用する水道事業者から同項第二号に掲げる事項について听取し、かつ、指定地域内の水道水源水域を管理する河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七条(同法第八百条において同じ。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実行する場合を含む。)に規定する河川管理者(環境大臣に協議しなければならない。)に協議しなければならない。	二十 都道府県知事は、水質保全計画を定めようとするときは、環境大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。この場合において、環境大臣は、水質保全計画を定めようとしたときには、環境大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。
二十一 第八条 国は、地方公共団体が水質保全計画に定められた事業を円滑に実施することができるようは、その代表者の氏名	二十二 工場又は事業場の名称及び所在地は、地方公共団体に対し、助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。
二十三 第三節 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制等	二十四 水道水源特定施設の種類は、指定水域の水質の汚濁の防止のための規制等
二十五 水道水源特定施設の構造	二十六 水道水源特定施設の使用の方法は、廃液をいう。以下同じ。の処理の方法
二十七 水道水源特定施設の構造等	二十八 その他の環境省令で定める事項は、方針に基づきその協議に応じなければならぬ。

二十九 第九条 都道府県知事は、指定地域にあっては、水質保全計画に基づき、水道水源特定事業場から排出される汚水又は特定施設を設置し、又は水質汚濁防止法第二条第一号)第十四条の政令で定める施設を含む。)であつて水道水源特定施設であるものを設置し号)第十二条の二の政令で定める施設及び湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十号)第十四条の政令で定める施設を含む。)であつて水道水源特定施設であるものを設置し、又は水質汚濁防止法第二十一条第二項中「前項の事務を行う」とあるのは、「特定水道利水基準(以下「特定排水基準」という。)を定めなければならない。	三十 第十条 水道水源特定事業場から排出水を排出する者は、その水道水源特定事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下同じ。)における排水について特定排水基準を遵守しなければならない。
三十一条 第十一条 指定地ににおいて構造等基準に係る施設を設置している者は、その施設に係る構造等基準を遵守しなければならない。	三十二 第十二条 一の施設が水道水源特定施設となつた際に現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下この条において同じ。)又は「の地域が指定地域となつた際に現にその地域において水道水源特定施設を設置している者であつて、その水道水源特定施設を設置する工場又は事業場から排水水を排出するものは、その施設が水道水源特定施設となつた日又はその地域が指定地域となつた日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
三十三 第十三条 一の施設が特定施設又は前条第二項に規定する水道水源特定施設(以下この項において「特定施設等」という。)となつた際に現に指定地域においてその施設を設置している者は、その施設が特定施設等となつた日又はその地域が指定地域となつた日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第二項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。	三十四 第十四条 工場又は事業場から排出される污水又は廃液をいう。以下同じ。の処理の方法並びに指定水域及び水道水の水質の測定に関する事項
三十五 第十五条 水道水源特定施設の構造	三十六 第十五条 水道水源特定施設の構造等
三十七 第十六条 水道水源特定施設の構造等	三十八 第十六条 水道水源特定施設の構造等





の条において「申請等の行為」という。で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

**第一百六十二条** 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす（手数料に関する経過措置）

**第一百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(その他の経過措置の政令への委任)**  
**第二百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。  
(検討)  
**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。  
**第二百五十二条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
**附 則 (平成二年一二月二二日法律第一六〇号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、一千三百五十五条、一千三百六十六条、一千三百二十九条第二項、一千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定  
**附 則 (平成一五年六月一八日法律第九二号) 抄**  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。  
**附 則 (平成一六年六月九日法律第九四号) 抄**  
(施行期日)

並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。  
(処分等に関する経過措置)